

北条領国における「小代官」と「名主」

黒田基樹

はじめに

戦国大名北条氏の領国下において所見される「小代官」と「名主」^(なぬし)については、勝守すみ氏の「後北条氏御領所（直轄地）の研究」⁽¹⁾以来、中丸和伯・鈴木良一・小和田哲男・下山治久・永原慶二・勝俣鎮夫・池上裕子諸氏⁽²⁾によって言及されてきた。そして、それらの研究によって、「小代官」と「名主」は、村落内有力百姓が大名の収取機構の末端に位置付けられた存在であり、大名による給人の在地性の払拭、あるいは大名による村落の直接把握ないし支配強化を示すものとして位置付けられているように思われる。それらの研究は、主として一九六〇年代後半から七〇年代半ばにかけてみられたものであろう。事実、一り、言うまでもなく、その頃の研究視角として大きな一つの潮流をなしていた小領主制論を背景に生れたものと言ってよかる。九七七年に発表された池上論文以後、「小代官」と「名主」について言及したものは全くと言っていいほどみられなくなる。このような研究史を有する「小代官」と「名主」について、今さらながら私が取り上げようとするのは次の理由による。第一点は、多くの研究者によって言及されてはいるものの、基礎的考察がなされていないことから、上述の如き歴史的位置付けがなされているにもかかわらず、具体的な姿を把握しにくいということによる。先学のほとんどは「小代官」と「名主」を同列線上のものとして扱っており、両者を別個のものとして扱っているのは最初の勝守論文のみであり、これに小和田⁽²⁾論文が

両者の間に相違をみようとしているにすぎない。早く勝守氏によって指摘されている、「小代官」の職務、給分等の点についても、その後に正確に継承されているとは言い難い。同様に「小代官」に給人が任用された例を示しているにもかかわらず、中丸論文で「小代官」は百姓身分と位置付けられて以降、「小代官」は村落内有力百姓が任用されるものという観方が定説化したようである。従って、「小代官」と「名主」が所見された郷村とその範囲、設置主体と給分、任用された人物の身分、職務内容等々について厳密な検討が行われる必要がある。第二点は、「小代官」と「名主」は領国支配機構上の存在であるという点⁹が充分に認識されてはいなかったことによる。「小代官」と「名主」が同列線上のものとして扱われてきたことの理由はここにある。 「小代官」と「名主」は明確に書き分けられているのであるから、その存在は別個のものとして位置付けられていたはずであり、各々を領国支配機構の体系のなかに明確に位置付ける必要がある。従来、北条氏の領国支配機構については全くといっていいほど不明であったが、池上裕子氏が「後北条領の公事について」⁹のなかで郡代の機能を明らかにしたのを契機として、領国支配機構及び領域支配制度に関する研究は新たな段階を向えたといってもよく、その条件は整いつつあるように思われる。¹⁰

以上の如き問題関心をもって、以下、北条領国下において所見される「小代官」と「名主」について、それらが所見される史料に基づきつつ基本的な事実等も含めた基礎的検討を行い、その上で、両者間にみられる性格上の差違に注目し、それぞれが北条氏の領国支配機構上において如何なる位置にあつたのかを明らかにしたい。

以下、「小代官」と「名主」に関する考察をすすめていくわけだが、その前に本稿において、その分析にあたって基礎となる史料について若干触れておく。「小代官」と「名主」が所見される文書を目録化したものが、それぞれへ表一▽「小代官」所見文書目録」とへ表三▽「名主」所見文書目録」である（以下、それらの文書を引用する際は、各表における文書番号を用いる）。ここでは北条氏の発給文書に限定しているが、この他にも「小代官」と「名主」は棟札銘等においても一、二所見される。しかし、ここでは「小代官」と「名主」を領国支配機構上の存在であると見做す点に重きを置いたため、それらの

△表一▽ 「小代官」所見文書目録

| No. | 年 月 日 | 文 書 名 | 宛 所 | 出 典 |
|-----|--------------|----------|------------------|-------------|
| 1 | (永禄4)・3・30 | 北条家朱印状 | 小やわた小代官・百姓中 | (戦 六八九) |
| 2 | (〃 5)・9・24 | 北条家朱印状 | 田名之郷小代官・百姓中 | (戦 七八九) |
| 3 | (〃 7)・11・10 | 北条家朱印状 | 岩・真名鶴小代官・百姓中 | (戦 八七八) |
| 4 | (〃 8)・5・25 | 北条家朱印状写 | 駒林郷小代官・百姓中 | (戦 九〇七) |
| 5 | (〃 8)・5・25 | 北条家朱印状写 | 成瀬郷小代官・百姓中 | (戦 九〇八) |
| 6 | (〃 9)・3・14 | 北条家朱印状写 | 丹那郷地頭大道寺駿河守殿・百姓中 | (戦 九三八) |
| 7 | (〃 9)・6・10 | 北条氏康朱印状写 | 国府津小代官・舟持中 | (戦 九五三) |
| ⑧ | (〃 9)・8・23 | 北条家朱印状 | 田名小代官・名主・百姓中 | (戦 九六九) |
| 9 | (〃 9)・⑧・7 | 北条氏康朱印状 | 木負小代官・百姓中 | (戦 九七五) |
| 10 | (〃 10)・6・24 | 北条氏康朱印状 | 中嶋郷小代官・百姓中 | (戦 一〇二六) |
| 11 | (〃 10)・11・21 | 北条氏康朱印状 | 長岡皮屋七郎右衛門・同孫九郎 | (戦 一〇五七) |
| 12 | (〃 11)・8・10 | 北条氏康朱印状 | 田名之郷小代官・百姓中 | (戦 一〇九〇) |
| 13 | (〃 11)・8・10 | 北条氏康朱印状写 | 小川小代官・百姓中 | (戦 一〇九一) |
| 14 | (〃 12)・7・2 | 北条氏康朱印状 | 桑原郷小代官・百姓中 | (戦 一二七四) |
| 15 | (〃 12)・8・20 | 北条氏康朱印状 | 田名小代官・百姓中 | (戦 一三〇〇) |
| ⑯ | (〃 12)・12・27 | 北条家朱印状 | 田名小代官・名主 | (戦 一三六七) |
| ⑰ | (〃 12)・12・27 | 北条家朱印状 | 磯辺小代官・名主中 | (戦 一三六六) |
| 18 | (元亀元カ)2・15 | 北条家朱印状 | 小代官 | (戦 一三八一) |
| | | | | 箱根町所蔵藤曲文書 |
| | | | | 陶山静彦氏所蔵江成文書 |
| | | | | 真鶴町所蔵文書 |
| | | | | 武州文書 |
| | | | | 新編武蔵国風土記稿 |
| | | | | 川口文書 |
| | | | | 相州文書 |
| | | | | 陶山静彦氏所蔵江成文書 |
| | | | | 相磯文書 |
| | | | | 和田順三郎氏所蔵文書 |
| | | | | 宮本文書 |
| | | | | 陶山静彦氏所蔵江成文書 |
| | | | | 新編武蔵国風土記稿 |
| | | | | 森六夫氏所蔵文書 |
| | | | | 陶山静彦氏所蔵江成文書 |
| | | | | 同右 |
| | | | | 富士浅間神社文書 |
| | | | | 二宮文書 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|------------------------|----------------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------------|--------------------|-------------------------|------------------------|------------------|-----------------|--------------------|----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | ⑳ | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ |
| (" 15) ・7 ・晦 | (" 15) ・7 ・晦 | (" 15) ・5 ・24 | " 14 ・10 ・20 | (" 13) ・8 ・23 | (" 12) ・3 ・21 | (" 12) ・3 ・21 | (" 12) ・3 ・21 | (" 11) ・6 ・5 | " 10 ・10 ・23 | (" 8) ・12 ・17 | (" 8) ・5 ・22 | " 5 ・4 ・10 | " 4 ・3 ・晦 | (天正 3カ) 9・9 | (" 2) ・8 ・ | (" 2) ・8 ・19 | (" 2) ・4 ・晦 | (" 2) ・3 ・7 | (" 元) ・4 ・20 |
| 北条家朱印状 | 北条家朱印状 | 北条氏房朱印状 | 北条家裁許朱印状 | 北条氏政朱印状 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状写 | 北条家朱印状 | 北条氏勝判物 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状写 | 北条家裁許朱印状 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状写 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状写 | 北条家朱印状写 | 北条家朱印状写 | 北条氏康朱印状写 |
| 中嶋小代官・百姓中 | 栢山小代官・百姓中 | 与野郷百姓中・其外給衆中・小代官大窪・此外申上者井原 | 西浦之百姓大川兵庫助 | 須賀小代官・舟持中 | 戸口小代官・百姓中 | 中野・阿佐ヶ谷小代官・百姓中 | 江戸宿小代官・百姓中 | 調奉行村田八良左衛門・梶原代・御代官山中彦次郎・小代官 | 荻野主膳亮殿 | 山本殿 | 網代小代官・百姓中 | 西浦百姓大川兵庫助 | 阿佐ヶ谷小代官・百姓中 | 駒林小代官・百姓中 | (欠) | 白子小代官・百姓中 | 酒匂・柳下百姓中 | 富部兩分小代官・名主 | 寺尾百姓中 |
| 和田順三郎氏所蔵文書 | 小沢秀徳氏所蔵文書 | 与野市史編纂室所蔵井原文書 | 国立史料館所蔵大川文書 | 清田文書 | 三田金一氏所蔵文書 | 宝仙寺所蔵堀江文書 | 武州文書 | 岩科区有奈倉文書 | 荻野文書 | 越前史料所収山本文書 | 伊豆順行記 | 国立史料館所蔵大川文書 | 宝仙寺所蔵堀江文書 | 武州文書 | 佐藤政太氏所蔵文書 | 新編武蔵国風土記稿 | 諸州古文書 | 同右 | 武州文書 |
| (戦三一三四) | (戦三一三三) | (戦三一〇五) | (戦三〇一四) | (戦二八四七) | (戦二六五八) | (戦二六五七) | (戦二六五六) | (戦二五四四) | (戦二四三五) | (戦二一七〇) | (戦一九〇〇) | (戦一八三七) | (戦一八〇四) | (戦一五〇八) | (戦一五〇六) | (戦一四七九) | (戦一四六四) | (戦一四一三) | (戦一四一三) |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------|
| 58 | 57 | 56 | 55 | 54 | 53 | 52 | 51 | 50 | 49 | 48 | 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | |
| (" 17) · 8 · 26 | (" 16) · 7 · 26 | (" 16) · 7 · 23 | (" 16) · 7 · 22 | (" 15) · 11 · 28 | (" 15) · 10 · 17 | (" 15) · 7 · 晦 | (" 15) · 7 · 晦 | (" 15) · 7 · 晦 | (" 15) · 7 · 晦 | (" 15) · 7 · 晦 | (" 15) · 7 · 晦 | (" 15) · 7 · 晦 | (" 15) · 7 · 晦 | (" 15) · 7 · 晦 | (" 15) · 7 · 晦 | (" 15) · 7 · 晦 | (" 15) · 7 · 晦 | (" 15) · 7 · 晦 | (" 15) · 7 · 晦 | |
| 北条家朱印状 | 北条氏政朱印状写 | 北条氏政朱印状写 | 北条氏政朱印状 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状写 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状写 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状写 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状写 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状写 | 北条家朱印状写 | 北条家朱印状写 |
| 西浦小代官・百姓中 | 駒林小代官・百姓中 | 木古葉小代官・百姓中 | 酒勾本郷小代官・百姓中 | 小曾祢郷小代官 | 江間之内今井源五郎分小代官・百姓中 | 本郷小代官・百姓中 | 増形小代官・百姓中 | 大袋□代官・百姓中 | 太井小代官・百姓中 | (欠) | 上石原鈴木分小代官・百姓中 | 柏木・角筭小代官・百姓中 | 永田小代官・百姓中 | 木古葉小代官・百姓中 | 佐原小代官・百姓中 | 鶴之森小代官・百姓中 | 岩瀬小代官・百姓中 | 三増小代官・百姓中 | 広川小代官・百姓中 | |
| 土屋二郎氏所蔵文書 | 武州文書 | 相州文書 | 小島文書 | 金子英和氏所蔵文書 | 江間家由緒書 | 大野福治氏所蔵文書 | 武州文書 | 大河原文書 | 塩野文書 | 阿伎留神社所蔵文書 | 勝田文書 | 武州文書 | 小野哲男氏所蔵文書 | 相州文書 | 竹山文書 | 八王子市郷土資料館所蔵文書 | 梅沢文書 | 同右 | 相州文書 | |
| (戦三四八九) | (戦三三五三) | (戦三三五〇) | (戦三三四九) | (戦三三二四) | (戦三一九三) | (戦三一四五) | (戦三一四八) | (戦三一四七) | (戦三一四六) | (戦三一四四) | (戦三一四三) | (戦三一四二) | (戦三一四一) | (戦三一三九) | (戦三一四〇) | (戦三一三八) | (戦三一三七) | (戦三一三六) | (戦三一三五) | |

| No | 郷村名 | 所屬 | 給人名 | 備考 | 表一No |
|----|-----|-------|----------|----|--------------|
| 1 | 小八幡 | 相・西郡 | (高麗越前守) | | 1 |
| ② | 田名郷 | 相・東郡 | 神尾善四郎 | | 2・8・12・15・16 |
| 3 | 岩 | 相・西郡 | 御領所カ | | 3 |
| 4 | 真名鶴 | 相・西郡 | 御領所カ | | 3・63 |
| 5 | 駒林郷 | 武・橘樹郡 | 松田康郷 | | 4・24・57 |
| 6 | 成瀬郷 | 武・多摩郡 | (小山田弥三郎) | | 5 |
| 7 | 丹那郷 | 豆・伊豆 | 大道寺資親 | | 6 |

△表二▽「小代官」所見郷村一覽

(註) No欄における○は『名主』所見文書を示す。出典欄における「戦」は『戦国遺文後北条氏編』所収文書番号を示す。

| | | | | | |
|----|-------------|----------|------------------------|-------------------------|----------|
| 59 | (〃17)・11・16 | 北条家朱印状 | 千津嶋小代官□□ | 明治大学刑事博物館所蔵瀬戸文書 (戦三五四四) | (戦三五六〇五) |
| 60 | (〃18)・1・5 | 北条家朱印状写 | 鴨井小代官・百姓中 | 武州文書 | (戦三六〇五) |
| 61 | (〃18)・2・23 | 北条家朱印状 | 本郷小代官・百姓中 | 大野福治氏所蔵文書 | (戦三六五五) |
| 62 | (〃18)・2・23 | 北条家朱印状写 | 福岡なら分・沼間分小代官・百姓中 | 武州文書 | (戦三六五六) |
| 63 | 丑・7・28 | 北条家朱印状写 | 真名鶴小代官青木九郎兵衛・百姓平井・同船持中 | 新編相模国風土記稿 | (戦三七五七) |
| 64 | 年未詳・3・16 | 北条氏光朱印状写 | 橋本内蔵助殿・石田大式殿 | 掛川誌稿十三 | (戦三九四五) |
| 65 | 〃・3・27 | 北条家朱印状 | 須賀小代官・舟持中 | 清田文書 | (戦三七八九) |
| 66 | 〃・5・12 | 北条氏光朱印状写 | 深沢備後守殿・橋本内匠殿・石田大式 | 掛川誌十三 | (戦三九四六) |

27 26 25 24 ②③ 22 21 ②④ ①⑨ ①⑧ ①⑦ ①⑥ 15 ①④ 13 12 11 10 9 8

江戸宿 道部 大蔵 田古 網代 西浦 阿佐ヶ谷 白子郷 柳下郷 酒勾郷 戸部郷 寺尾郷 虫窪郷カ 磯辺郷 柔原郷 小川郷 沢郷 中嶋郷 木負 国府津郷

武・豊島郡 豆・伊豆奥 相・東郡カ 豆・伊豆奥 豆・伊豆 豆・伊豆 武・多摩郡 武・新座郡 相・西郡 相・西郡 武・久良岐郡 武・久良岐郡 相・中郡 相・東郡 豆・伊豆 武・多摩郡 豆・伊豆 相・西郡 豆・伊豆 相・西郡 御領所カ

御領所カ 御領所カ (宮川左近将監) 御領所カ (小山田弥三郎) (北条宗哲) 野口遠江守 (諏訪三河守) 上原甚二郎・北条氏照 (北条宗哲・三田綱定) (笠原平左衛門) 北条綱成↓北条氏規 (太田康資) 御領所 御領所 山本正次 萩野主膳亮カ 御領所カ

西浦の内 大鏡寺分・臨江寺分 中野の内

31 30 29 28 27 26 25 22 21 21 20 19 18 17 14 13 11 10 9 7
・ 35 55 38 58

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|------|------|------|------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| 47 | 46 | 45 | ④④ | 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 | ④④ | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 |
| 河越本郷 | 増形 | 大袋 | 大井郷 | 上石原 | 角筈 | 柏木 | 永田 | 木古葉 | 佐原 | 鶉野森 | 岩瀬 | 三増 | 広川村 | 栢山 | 与野郷 | 下田 | 須賀郷 | 戸口 | 中野 |
| 武・入間郡 | 武・入間郡 | 武・入間郡 | 武・入間郡 | 武・多摩郡 | 武・豊島郡 | 武・豊島郡 | 武・久良岐郡 | 相・三浦郡 | 相・三浦郡 | 相・東郡 | 相・東郡 | 相・中郡 | 相・中郡 | 相・西郡 | 武・足立郡 | 豆・伊豆奥 | 相・中郡 | 武・入間郡 | 武・多摩郡 |

御領所力

(新藤下総守)

北条宗哲↓吉良氏朝

(綾部惣四郎)

(綾部惣四郎)

(宅間上杉氏)

(宮下弥四郎)

(愛洲兵部少輔)

(長沢・井出)

(北条氏堯)

(布施善三)

(伊東政世)

(朝比奈孫太郎)

御領所力

鈴木分

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 52 | 51 | 50 | 49 | 47 | 46 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 | 32 |
| 61 | | | | | | | | 56 | | | | | | | | | 56 | | |

| | | | | | |
|---------------|-------------|--------|------|----------|--------|
| 53 | 52 | 51 | 50 | 49 | 48 |
| 那賀郷 | 福岡 | 鴨居 | 千津嶋 | 小曾祢郷 | 江間 |
| 豆・伊豆奥 | 武・入間郡 | 武・都筑郡 | 相・西郡 | 相・東郡 | 豆・伊豆 |
| 北条氏光 | (藤田綱高(沼間分)) | (北条三郎) | 御領所カ | 高城胤辰↓同胤則 | 今井源五郎 |
| | なら分・沼間分 | | | | 今井源五郎分 |
| 64 ・ 66 | 62 | 60 | 59 | 54 | 53 |

(註) №欄における○は「名主」所見郷村を示す。給人名欄における()は『北条氏所領役帳』記載を示す。

△表三▽ 「名主」所見文書目録

| No. | 年月日 | 文書名 | 宛所 | 出典 |
|-----|--------------|----------|--------------------|---------------------|
| 1 | 天文12・10・24 | 北条家朱印状写 | 新戸村安藤与太郎殿へ | 相州文書 (戦二四〇) |
| 2 | (永祿3)・3・16 | 北条家朱印状 | 網代百姓中 | 網代文書 (戦六二四) |
| 3 | (〃)・7・9・20 | 坂部岡康雄判物写 | 江嶋下御坊 | 相州文書 (戦八六七) |
| 4 | (〃)・7・10・19 | 北条氏照朱印状 | 分田金・長田名主・百姓中 | 細田文書 (戦八七三) |
| 5 | (〃)・7・10・晦 | 小野長門判物写 | (欠) | 相州文書 (戦八七五) |
| 6 | (〃)・8・7・8 | 北条家朱印状写 | 仁科船持中・奉行中村宗兵衛(他三名) | 三島明神文書 (神九〇九七) |
| 7 | (〃)・9・8・23 | 北条家朱印状 | 田名小代官・名主・百姓中 | 陶山静彦氏所蔵江成文書 (戦九六九) |
| 8 | 〃・10・12・23 | 北条家朱印状 | 代官恒岡越後代・原宿百姓中 | 平林寺文書 (戦一〇六四) |
| ⑨ | (〃)・12・12・27 | 北条家朱印状 | 田名小代官・名主 | 陶山静彦氏所蔵江成文書 (戦一三六七) |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|-------------|----------|------------|-------------------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|--------------|--------------|------------|---------|---------|-----------|----------------|------------------------------------|-----------|
| 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | ⑳ | ㉑ | 18 | ⑰ | 16 | 15 | ⑭ | ⑬ | 12 | 11 | ⑩ |
| " | (" 12) | (" 12) | (" 11) | " | (" 10) | (" 8) | " | 天正 7 | (" 2) | (" 2) | (" 2) | (" 2) | (" 2) | (" 2) | (" 2) | (" 元) | (元 龜 元) | (" 12) | (" 12) |
| 13 | 12 | 11 | 12 | 11 | 10 | 8 | 7 | 7 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 元 | 元 | 12 | 12 |
| 9 | 12 | 11 | 12 | 4 | 3 | 2 | 12 | 11 | 8 | 8 | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 2 | 1 | 12 |
| 27 | | 29 | 12 | 27 | 29 | 25 | 14 | 27 | 1 | 19 | 27 | 晦 | 10 | 10 | 7 | 27 | 27 | | 27 |
| 北条氏光朱印状写 | 某黒印状 | 某黒印状 | 北条氏忠朱印状 | 北条氏照朱印状写 | 恒岡資宗 連署状写 佐枝信宗 | 北条氏光朱印状 | 北条宗哲朱印状 | 吉良家朱印状 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状写 | 大藤某判物写 | 北条家朱印状写 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状写 | 北条氏康朱印状写 | 北条家朱印状 | 北条家朱印状写 | 北条家朱印状 |
| 磯辺小代官・名主中 | (斑目郷) | 今泉郷名主小林惣右衛門 | 寺尾百姓中 | 富部兩分小代官・名主 | 西原源太殿 | 多留玄番允殿 | 酒勾・柳下百姓中 | 中郡名主・百姓中 | 白子小代官・百姓中 | (欠) | 塩野庄左衛門尉(他三名) | 塩野庄左衛門尉(他三名) | 植松佐渡守殿・百姓中 | 牛村助十郎 | (子安郷) | 白浜郷名主・百姓中 | かなまちなぬしすゝき・百姓中 | かなまちすゝきむまのすけ・なかたに 次郎さへもん・同百やうしゆ | 恩田之郷百姓中 |
| 富士浅間神社文書 | 相州文書 | 清水淳三氏所蔵文書 | 武州文書 | 同右 | 西原文書 | 伊達英一氏所蔵文書 | 諸州古文書 | 相州文書 | 新編武蔵国風土記稿 | 佐藤政太氏所蔵文書 | 新井喜久治氏所蔵文書 | 同右 | 植松文書 | 武州文書 | 同右 | 藤井文書 | 鈴木肇氏所蔵文書 | 同右 | 新編武蔵国風土記稿 |
| (戦一三六六) | (戦一三六九) | (戦一三八五) | (戦一四一三) | (戦一四六五) | (戦一四七二) | (戦一四七三) | (戦一四七九) | (戦一四八五) | (戦一五〇六) | (戦一五〇八) | (戦二一一七) | (戦二一一九) | (戦二一四三) | (戦二二三一) | (戦二五二九) | (戦二五九七) | (戦二七四三) | (戦二七六〇) | (戦二八六五) |

| No. | 郷村名 | 所屬 | 給人名 | 備考 | 表三No. |
|-----|-----|-------|--------|-------|-------|
| 1 | 新戸村 | 相・東郡 | (北条氏照) | 座間郷の内 | 1 |
| ② | 網代郷 | 豆・伊豆 | 御領所 | | 2 |
| 3 | 用田郷 | 相・東郡 | 板部岡康雄 | | 3 |
| 4 | 分田金 | 武・高麗郡 | | | 4 |

△表四▽ 「名主」所見郷村一覧

(註) №欄における○は「小代官」所見の書を示す。出典欄における略号は△表一▽に同じ。

| No. | 郷村名 | 所屬 | 給人名 | 備考 | 表三No. |
|-----|----------------|----------|---------------------|-----------|---------|
| 30 | (〃) 14 | 北条氏邦朱印状 | 飯塚和泉守殿 | 飯塚文書 | (戦三〇一二) |
| 31 | (〃) 14・10・29 | 大道寺政繁判物 | 二階堂覚園寺 | 覚園寺文書 | (戦三〇一七) |
| 32 | 〃 14・11・23 | 北条家朱印状写 | 代官恒岡長門・佐枝若狭・百姓中 | 遠藤文書 | (戦三〇二九) |
| 33 | (〃) 15・8・18 | 北条家朱印状 | 丸子郷名主・百姓中 | 日枝神社文書 | (戦三一六五) |
| 34 | (〃) 15・8・25 | 北条氏邦朱印状 | 飯塚和泉守殿 | 飯塚文書 | (戦三一六七) |
| 35 | (〃) 16・1・6 | 北条氏房朱印状写 | 井草本郷下いくさひき分・かくせん立川分 | 武州文書 | (戦三二五八) |
| 36 | 〃 16・7・13 | 北条家朱印状 | 板倉殿 | 山田明氏所蔵文書 | (戦三三四七) |
| 37 | (〃) 18・3・20 | 北条氏房朱印状写 | 右衛門尉・披官・名主・百姓中 | 武州文書 | (戦三六八九) |
| 38 | (〃) 18・6・2 | 内藤綱秀朱印状 | 波多野之内今和泉之村名主中 | 清水淳三氏所蔵文書 | (戦三七三八) |
| 39 | (〃) 18・6・4 | 内藤綱秀朱印状写 | 広川村名主中 | 相州文書 | (戦三七三九) |
| 40 | 刁・1・1 | 北条宗哲朱印状 | 大井□□中・同名主 | 塩野文書 | (戦三五二七) |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|--------|--------|------|------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | ⑲ | ⑱ | ⑳ | ㉑ | 15 | ⑭ | ⑬ | 12 | 11 | ⑩ | 9 | ⑧ | 7 | 6 | 5 |
| 金町 | 白浜郷 | 子安郷 | 井原郷 | 口野 | 大井郷 | 白子郷 | 柳下郷 | 酒匂郷 | 仁田郷 | 戸部郷 | 寺尾郷 | 今泉郷 | 斑目郷 | 磯辺郷 | 原宿 | 田名郷 | 仁科郷 | 堀山下村 | 長田村 |
| 総・葛飾郡 | 豆・伊豆奥 | 武・橋樹郡 | 武・比企郡 | 駿・駿東郡 | 武・入間郡 | 武・新座郡 | 相・西郡 | 相・西郡 | 豆・伊豆 | 武・久良岐郡 | 武・久良岐郡 | 相・中郡 | 相・西郡 | 相・東郡 | 武・足立郡 | 相・東郡 | 豆・伊豆奥 | 相・中郡 | 武・高麗郡 |

北条綱成
 神尾善四郎
 御領所
 野口遠江守
 大道寺資親
 (桑原弥七郎)
 (諏訪三河守)
 上原甚二郎・北条氏照
 西原源太・多留玄蕃允
 (北条宗哲・三田綱定)
 (笠原平左衛門)
 北条綱成↓北条氏規
 北条宗哲↓吉良氏朝
 北条氏光
 御領所・細谷資満・伊達房実
 北条氏照カ
 北条氏忠カ
 発給者

大鏡寺分・臨江寺分

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|-----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|---|----|---|---|---|
| 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 21 | 19 | 17 | 17 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 |
| ・28 | | | ・35 | | ・22 | | | | ・16 | | | ・38 | | | | ・9 | | | |
| | | | | | ・40 | | | | | | | | | | | | | | |

<表五>

| | | 税 目 | <表一>No. |
|------|------|-------------|------------------------|
| 年 貢 | 田畠年貢 | | ⑨ ⑪ |
| | 蔵米 | | ⑥① ⑥② |
| 公 | 役 | 棟別銭 | ⑧ ⑨ ⑫ ⑬ ⑮ ⑳ ㉑ |
| | | 正木棟別銭 | ④ ⑤ ⑱ ㉑ |
| | | 正木棟別麦 | ③① ③② ③③ |
| | | 段銭 | ② ⑳ ㉒ ⑤③ |
| | | 穀段銭 | ⑧ ⑫ ⑬ ⑮ |
| | | 懸銭 | ② ⑩ ㉒ |
| | 銭 | 城米銭 | ② |
| | | 塩籠銭 | ⑨ |
| | | 夫銭 | ⑥ |
| | | 梶原番銭 | ⑨ ⑥③ |
| | | 船方番銭 | ③⑩ |
| | 夫 役 | 普請人足 | ⑱ ㉕ ⑤⑨ ⑥⑩ |
| 陣夫 | | ⑥④ | |
| 船奉公 | | ⑥⑤ | |
| 伝馬役 | | ⑥ | |
| 他 | 海産物 | ① ⑦ ㉑ ③④ ⑤⑧ | |
| | 竹木 | ⑭ ⑤④ ⑥⑥ | |
| 百姓軍役 | | | ⑬ ⑭ ⑱ ㉑ ㉒ ⑤② ⑤⑥ ㉓ ㉔ |

(註) No.欄における○は「小代宮」所見郷村を示す。給人名欄における()は「北条氏所領役帳」記載を示す。

| ⑳ | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 |
|--------|-------------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
| 広川村 | 太多窪カ | 煤ヶ谷村 | 角泉 | 下井草 | 丸子郷 | 金野井郷 | 北谷郷 | 恩田郷 |
| 相・中郡 | 武・足立郡 | 相・中郡 | 武・比企郡 | 武・比企郡 | 武・橘樹郡 | 総・葛飾郡 | 上・緑野郡 | 武・都築郡 |
| (布施善三) | 右衛門尉(武蔵千葉氏) | 板倉内膳正 | 立川山城守 | 比企藤四郎 | (武蔵千葉氏・布施善三) | 御領所 | 飯塚和泉守 | 北条氏光カ |
| | | | 立川分 | ひき分 | | | | |
| 39 | 37 | 36 | 35 | 35 | 33 | 32 | 30 | 29 |
| | | | | | | | ・ | |
| | | | | | | | 34 | |

棟札銘等については一応除外した⁽¹¹⁾。また、△表一▽△表三▽より「小代官」と「名主」が所見される郷村名と、その郷村の領主名とを一覧したものが、それぞれ△表二▽『小代官』所見郷村一覧」と△表四▽『名主』所見郷村一覧』である。以下の分析は、これらに基づいて行うこととする。

なお、「名主」の読みについてここで触れておくと、△表三▽⁽²⁷⁾には「なぬし」とかな書きされていることから、明確に「なぬし」と読んでいたことが知られる⁽¹²⁾。

一 「小代官」

まず、「小代官」についてみていきたい。

「小代官」の文書上の初見は、△表一▽⁽¹⁾に示される如く永禄四年（一五六一）である⁽¹³⁾。また、△表一▽を通覧すれば、所見史料六十六点中、六十二点が北条氏当主及び隠居の朱印状であり、それ以外のものとしては、一族の氏勝・氏房・氏光文書が四点みられるにすぎないこと、所見史料は、永禄中期より元龜二年（一五七一）までと、天正十年（一五八二）以降とに集中的にみられるということの二点を認識しうる。いずれも史料の残存状況に左右されるものではあるが、一応の特徴として把握しえよう。

次に「小代官」が所見される郷村についてであるが、既に勝守氏によって指摘されている如く、また、△表二▽をみてもわかるように、御領所・給人領の別なく所見される。但し、地域的には、△表二▽⁽²⁾与野郷（武蔵国岩付領）を例外として、支配領域単位でみてみると、伊豆・相模（西・中・東・三浦各郡）・武蔵（久良岐郡・小机領・江戸地域・河越地域）の各領域に限定されていたことが知られる。この点は、これらの領域に隣接し、しかも早期に北条領国に包接されていた相模国津久井郡や武蔵国滝山領等に全く「小代官」が所見されないことをみれば、かなりはっきりとした特徴として認識しえよう。

次いで、設置主体と給分についてみると、先ず設置主体については、△表一V⑧に「当年改而名主・小代官被加指」、△表一V⑨に「從卯歲改而小代官被指加候」とあることから、最終的には北条氏と見做される。次に「小代官」の給分についてであるが、△表一Vに挙げた史料には、その点については一切記されておらず、そのため、先行研究のほとんどが、この点については明確に触れてはいない。しかし、早く勝守氏は、「小代官分」に関するものとして、刁(天正十八年)十一月二十日付大川兵庫・同隼人連署覚書(「国立史料館所蔵大川文書」『豆州内浦漁民史料下巻』一七一五号)の存在を指摘している。これは、「前々西浦七ヶ村より御納所大方覚申候分」を書き立てたものであり、そのなかの一つ「御代官分」のうちに次の如き記載がある。

御代官分

拾貫文

田畠御年貢之分

四貫文

同小代官分

本文書は年紀は明記されていないが「刁」と干支が記されている。この「刁」は、発給者の人名等からみて、北条氏が滅亡した天正十八年(一五九〇)のものとみて誤りなからう。それ故、この史料は、北条領国下の一郷村が納入していた諸役のほぼ全体を把握しうる好史料といえる。そして、そのなかで、「同小代官分」は「御代官分」の一つとして書き立てられている。これについて勝守氏は「小代官は給分を(北条氏から)支給され」とのみ述べるが、より正確に言うならば、この「小代官分」は「御代官分」に代官給から支給されていたのである。この点に注目するならば、北条氏の発給した検地書出に「代官給」や「名主免(給)」の記載はみられても「小代官給」の記載がみられないのは当然のこととして納得しえようし、さらには、「小代官」がその名称の如く、あくまでも「代官」の手代として存在していたことが認識されるのである。そして、例えば△表一V⑭の同一所蔵にかかるものとして辛巳(天正九年)正月十一日付金子兵部少輔宛高城胤辰官途状・丁亥(同十五年)七月二十一日付金子兵部丞・同与次郎宛高城胤則判物(「金子英和氏所蔵文書」戦二二一六・三一三〇)が存し、これに

より、△表二V^{④⑨}小曾祢(小菌)郷の「小代官」はこの金子氏にして、知行主たる高城氏に被官化していたことを知りうる如く、「小代官」が「代官」の手代であることは、大旨、その「代官」の被官であったと見做してよからう。^⑮従って、「小代官」の実際の任命者は「代官」であったとみてほぼ間違いない、北条氏がそれを公認することによって、正式に「小代官」として存在しえたといえよう。

その「小代官」の設置状況はどのようなものであつたらうか。「小代官」が「代官」の手代であることからみて、そのことは「代官」の設置状況に対応するものとみられるが、ここでは△表一Vに挙げた史料から考えてみたい。言うまでもなく、一郷村が一円御領所、もしくは一円給人領である場合もあるが、むしろ、御領所と給人領、あるいは複数の給人領が併存していた場合の方が一般的であろう。小和田氏は、近世に成立した地誌類の記載からみて、「小代官」宛文書の所蔵者が、北条領国下において「小代官」を務めた家であつた可能性が高いことを指摘している。^⑯そうしたことを前提にしてみると、△表一V^{②⑩}・^⑫の如く、相給地であつても、「小代官」は郷村単位で設置されていた例をみるし、△表一V^{③⑤}・^{⑥④}・^{⑥⑥}の如く、一郷村に複数の「小代官」が設置されていた例をみるし、また、△表一V^③・^{②①}・^{③②}・^{④⑥}の如く、数ヶ村に一人の「小代官」が設置されていた例をみることができよう。また、「小代官」に任用された人々については、先行研究の多くが指摘するように、やはり、近世の地誌類の記載からみて、多くの場合は村落内有力者であつたことが窺われるが、既に勝守氏の指摘にもある様に、△表一V^{②⑨}にみられる如く給人も存在したし、また、小和田氏の指摘にもある様に、△表一V^{②⑥}にみられる如く、他所から派遣された者も存在した。「小代官」は身分的には「百姓」身分に属するものというのが、中丸氏以来の通説であるが、既に勝守氏等の指摘もあるが、△表一V^{②⑧}・^{④⑥}・^{⑥⑥}の如く「侍」身分のものが存在していたことは明らかである。むしろ、「小代官」が「代官」の手代であることからみて、先にみた△表二V^{④⑨}小曾祢郷の「小代官」金子氏に示される如く「侍」身分であることの方が、逆に「小代官」に百姓身分の者が任用されたという明確な史料がみられないことから、一般的であつたとさえ思われる。このように「小代官」の存在は極めて多様であるが、これは、「小代官」が決して身分上・階層上の呼称ではなく、

あくまでも「代官」の手代であったことに起因しよう。従って、「小代官」に、△表一V²⁶にみられる如く、当該郷村に何等基盤を有さない人物が任用されたとしても一向に差支えないのである。「小代官」に、その職務を遂行するに際し、村落内有力者が多く任用されたということは、別の観点から考察されるべき問題であると考ええる。

それでは「小代官」の職務というものは、一体どのようなものであったのか。既述の如く「小代官」は「代官」の手代であったのであるから、当然その職務は「代官」のそれを継承したものとみなされるが、その「代官」の職務自体、これまで充分に明らかにされているわけではない。また、勝守氏をはじめ、先行研究のいくつかは「小代官」の職務について述べているが、ここでは△表一Vに挙げた史料をもとに、改めてその職務について整理したい。△表一Vに挙げた史料において、「小代官」の職務内容としてみられるもののうち、年貢・公事の徴収・納入に関するものを項目別に整理したものが△表五Vである。以下、項目別に若干の検討を加えていく。

先ず年貢については、田畠年貢・蔵米に関するものが四点みられるにすぎない。このうち△表一V¹¹のものは年貢の徴収・納入に関するものではなく、長岡皮屋七郎右衛門等に下行すべきふすべ銭相当分を沢郷年貢のうちから支給することを命じたものであるが、年貢を管理していることからみて、その徴収・納入にも関わっていたものと思われる。しかし、田畠年貢について、その対象となる郷村（△表二V⁹⑩）はいずれも給人の存在は確認しえず、このうち△表二V⁹④木負を含む西浦七ヶ村は御領所であったことからみて、このような年貢の徴収・納入は御領所に限定されていた可能性が高い。これに対し、蔵米は給人領内に設定された「蔵納分」から徴収されるものと考えて間違いない¹⁹。従って、蔵米の徴収・納入は御領所に限定されるべき性格のものではなく、むしろ、役銭に通じるものがある。

次に公事についてみると、「基本三税」と称される棟別銭・段銭・懸銭に関するものが総計十八点と、全体の四分の一以上を占めている点が注目される。これらは、言うまでもなく、「公方役」として御領所・給人領の別なく賦課された大名の収取分である。この他の役銭については事例が少ないものの、対象となる郷村（△表二V²④⑦⑨²⁶）のうち、明確に給人領たる

△表二▽②田名郷と⑦丹那郷から徴収されている城米銭と夫銭とは、同様に「公方役」であるから、給人領から徴収された役銭は、「公方役」に限定されていたものとみなされる。そのなかでも、特に「基本三税」たる棟別銭・段銭・懸銭に関するものが圧倒的比率を占めていることは、北条氏がそれらを特に重視していたことを示すものであろう。また、このことは、その他の夫役等についても同様に言うことができよう。

年貢・公事以外のものとして「人改令」に基づく百姓重役の徴収に関するものがあり、それは二十二点もの数に達し、全体の三分の一を占め、最も割合が高い。これと同様の職務は、「小代官」設置領域外においては、例えば丁亥（天正十五年）八月七日付三保谷郷道祖土函書助宛北条氏房定書（「道祖土文書」戦三二五六）の如く「代官」が務めており、ここにも「小代官」が「代官」の機能を継承したものであることが如実に示されている。なお、そのような「人改令」によって百姓重役として徴収されたものの具体例が△表三▽⑪⑫であり、殊に⑫においてはその人物は「名主」であった。

また、年貢・公事の徴収・納入以外の職務としては、掟書等の遵守・履行があげられる。これには、肴等売買規定（△表一▽③）、船乗手・荷物員数掟（同⑳）がみられるが、この他、百姓重役の徴収に関するものも、実際には「人改令」であり、また、普請人足の徴収としてあげた△表一▽②⑤は江戸中城堀普請掟であり、さらには、年貢・役銭等の徴収として挙げたものうち、△表一▽④⑤⑧⑨⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓は、その「納法」を規定したものである。従って、「小代官」はこのような「公方役」の納入規定に最も多くみられることからみても、その存在は、「公方役」の徴収・納入という点に重点が置かれていたと捉えられる。

ここで「小代官」の職務について簡単に整理しておきたい。御領所においては年貢・公事全般を扱うが、給人領においては「公方役」としての公事の徴収・納入にあったといえる。これは、「小代官」が「代官」の手代として、「代官」の機能を継承した存在であることを考えれば、此くの如き職務は「代官」のそれであったと言えよう。△表一▽及び△表二▽からも、「代官」が給人領においても設置されていたことは明らかであり、「代官」の主要な職務として、このような「公方役」の徴

収・納入があったといえよう。⁽²⁰⁾

二 「名主」

次に「名主」についてみていきたい。

「名主」の文書上の初見は、△表三V①に示される如く、天文十二年（一五四三）である。しかし、ここには「名主職之司」とあり、他の事例とは若干趣を異にすること、直状式であるにもかかわらず「被 仰出者也」という奉書式の文言がみられることは若干気になる点であり、従って、以下の考察からは一応除外したい。⁽²¹⁾ 次いでみられるのは、△表三V②に示される如く、永禄三年（一五六〇）である。また、△表三Vを通過してみると、所見史料四十点中、北条氏当主及び隠居の朱印状は十九点とほぼ半数に止まるのに対し、一族の朱印状が十二点、家臣の文書が九点みられ、「小代官」の場合と比して、北条氏当主及び隠居の文書の割合が低く、逆に一族・家臣の文書が多くみられることは、一つの特徴として把握しえよう。また、所見史料は、永禄中期より元亀二年までと、天正十年以降とに集中的にみられるということも、一つの特徴としておさえられ、これは「小代官」の場合と同様であることは注意してよい。

次に「名主」が所見される郷村についてであるが、△表四Vをみてもわかるように、「小代官」と同様、御領所・給人領の別なく所見される。しかし、「小代官」とは異なり、領域的な限定はなく、一応北条領国全域から所見されるものと捉えられる。もっとも、早期に北条領国に包接された伊豆・相模・武蔵南部・下総西部以外の地域においては事例は少なく、△表四V②の駿河口野、②⑥の上野北谷郷、②⑦の下総金野井郷がみられるにすぎず、しかも②⑩は北条氏光の知行地、②⑥②⑦はいずれも検地施行に伴って「名主」が所見されているので、一様に存在していたのかは不明である。

次いで、設置主体と給分についてみると、先ず設置主体については、△表三V⑦に、明確に給人領たる田名郷において

「当年改而名主・小代官被加指」とあるので、最終的には北条氏とみなされる。ただ、△表三V②②においては、給人たる吉良氏朝が名主職を改替・任命しており、実際には給人によって行われていたと捉えられる。次に「名主」の給分についてであるが、△表三V⑧⑪②⑥②②といった検地書出には、「名主給」もしくは「名主免」として、郷村高辻より前引されている。また、△表三V①においては段銭のうちから、③③においては蔵納分のうちから、それぞれ「名主給」に充てられているが、やはり、郷村高辻からの前引というかたちをとっているといえよう。従って、実際の任命者は給人であったとみなされるものの、その給分は郷村高辻からの前引というかたちをとっていることからみて、「名主」は北条氏の公認のもとにおいて存在したものと捉えられる。

次いで「名主」の設置状況についてみておく。この点については「小代官」の場合と同様であり、△表三V⑭の如く、相給地であっても「名主」は郷村単位で設置されていた例をみるし、△表三V⑲⑳㉑㉒㉓の如く、一郷村に複数の「名主」が設置されていた例をみることができる。そして、「名主」に任用された人々については、近世に成立した地誌類の記載からみても、先ず間違いなく村落内有力百姓であったとみなされる。特に「名主」の場合は、「小代官」とは異なって、他所より派遣された存在をみることはできないことから、「名主」が「百姓中」の内部より生じた存在であることは疑いなくろう。△表三V⑳㉑㉒㉓の飯塚和泉守の如く、「侍」身分の「名主」も存在するが、その立場は他郷村における有力百姓と同質のものと捉えられ、その点では同階層に属するものといえよう。△表三Vに挙げた史料をみれば、領主の知行形態が如何なるものであったとしても、「百姓中」は郷村単位で存在していたことは明らかであり、従って、「名主」も、その人数は各郷村によって異なりをみせるものの、その存在は「百姓中」に規定されたものと捉えられる。

それでは「名主」の職務というものは一体どのようなものであったろうか。所見史料中、検地書出等において「名主給」等の文言のみがみられるもの（△表三V⑧⑲⑳㉑）、「名主」の任命、屋敷安堵等に関するもの（△表三V①⑲⑳㉑㉒㉓）については、その職務を直接には窺いえない。また、「小代官」と同時に所見されるもの（△表三V⑦⑨⑩⑬⑭⑰⑱⑳）についても、

「小代官」の職務との関わりがあるので、後に触れることにする。従って、以下においては、これらを除く二十四点をもとに検討していく。

先ず年貢・公事の徴収・納収に関わるものについてみていく。年貢については、△表三V②⑪⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺にみられ、このうち②は御領所、③は蔵納分に関するものであり、⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺は、それぞれ給人たる北条氏一族の発給文書である。この種の文書は、「郡代」にもほとんどみられないもので、北条氏一族ならではのものといえる。これらにおいて、「名主」は年貢の皆済を命じられており、特に△表三V⑲⑳では、その郷村内からとりまとめ、さらに㉑㉒では、それらを給人に納入すべきものとされていたことを知りうる。また、③では、給人より江嶋下之坊への寄進分の差配を命じられ、⑱では、相模中郡郡代大藤某(式部丞・秀信カ)より郡中郷村から江嶋下之坊への勸進を命じられている。これらは、「名主」が年貢等を管理していたことを窺わせるものであり、これは、「名主」が年貢を郷村内からとりまとめ、給人に納入する存在であったことからくるものであろう。

次に公事についてみると、番銭(△表三V⑥)、押立(馬)(同⑳㉑)、普請人足(同⑳㉑)、御蔵材(同⑳㉑)の例がみられるにすぎない。これらはいずれも「公方役」としてのものだが、△表三V⑥における実際の被命令者は奉行中村宗兵衛であり、同⑳㉑㉒は北条氏からの命をうけた給人の発給文書である。同⑳㉑㉒は武蔵岩付領の支城主北条氏房の発給文書であるが、宛所は郷村名に止まり、その責務は「領主・名主」が負うものとされている如く、これらはいずれも本来的には給人に対して課されていたものといえよう。すなわち、ここにおける「名主」の立場は、実際の公事の徴収・納入にあたるのではなく、納入すべき郷村側の代表者としてのものであったとみなされる。このことは「小代官」と同時にみられるものが、その内容が役銭や百姓軍役の徴収であっても、先述の如く「小代官」の職務がそれら「公方役」の徴収にあったこと、「名主」に対して「公方役」の徴収・納入を北条氏が直接には命じていないことからみれば、それらにおける「名主」の立場は、同様に、納入すべき郷村側の代表者としてのものであったといえよう。⁽²⁸⁾

このような、「名主」が郷村の代表者であったという点は、△表三V④において、「他所江馳入有之」に際し、村内の「従前代存知之百姓、急度相改」めて申し上げるよう命じられていること、同⑤において、村の祭礼に際し、「御幣令頂載」^{〔載〕}めていること、同⑩において、欠落百姓を引返すに際し、「其所之名主・百姓頭ニ被相理、以書立可承候」といわれていること、同⑳において、欠落百姓を引返し、還作させるよう命じられていること等にもみることができよう。さらに、同⑮⑯において、給人に対して給田の引渡しを命じられており、同㉒㉓㉔においては荒地開発を命じられており、また、同⑳㉑において、相模津久井郡の支城主内藤綱秀より、津久井足輕等による濫妨狼藉を停止する禁制をうけている等の例からみて、郷村の代表者という以上に、郷村経営の責任者としての姿を窺いえよう。

ここで「名主」の職務について簡単に整理しておく、年貢については、郷村内からとりまとめ、それを御領所であれば「代官」に、給人領であれば給人に納入し、公事については、「公方役」か否かを問わず、「代官」・給人に対しそれを郷村内より調えることにあったといえる。そして、それら年貢・公事の納入に対しては郷村側の代表者として責任を負うが、「名主」の職務はそれに止まるものではなく、荒地開発を行ったり、欠落百姓を還住させる等、基本的な郷村経営を担うものであった。それ故、「名主」は村落内有力百姓にして「百姓中」内に基盤を有しなければ、その存在は意味を有しなかったといえよう。

三 領国支配機構上における「小代官」と「名主」

ここでは、前節までに行なった「小代官」と「名主」に関する基礎的検討の結果をもととし、北条氏の領国支配機構との関わりに重点をおいて、両者の存在について述べてみたい。

「小代官」が職制的には「代官」の手代であり、その職務は、御領所においては年貢・公事の徴収・納入、給人領において

は「公方役」たる公事の徴収・納入にあったことは、既に述べたところである。そして、それら「小代官」の職務が、本来的には「代官」のそれであったことについても触れてきた。「代官」は勿論、その手代たる「小代官」が、北条氏の領国支配機構上の存在であることは明確であり、それ故、今述べたことが、「小代官」の、北条氏の領国支配機構上の位置として捉えられようが、さらに、立入った考察を加えてみたい。

先ず、「小代官」の設置理由を問題としたい。これについては、ハ表一V⑧に、「其故者、其郷之是非者、地頭・代官之前ニ有之候間、相定分錢嚴密ニ調候様ニ百姓ニ力を合、堅申付、如日限可致皆済者也」、同⑫に「其故者、其郷是非ハ地頭・代官前ニ有之間、百姓ニ力を合、如御日限、必可為致皆済事」とあることに、端的に示されていよう。これと同様の文言は、例えば同⑥に「丹那郷為私領間、早意大道寺依致様、退転之是非可有之候、急度諸百姓召返可加助成、向後相定處、公方役・伝馬等就致無法者、小代官可被處罪科者也」というようにもみられる。すなわち、「其郷之是非」は、「地頭」||給人と「代官」の「致様」に左右されていたのであり、そうした給人と「代官」の支配によって、郷村が「退転」し、結果として「公方役」が納入されないという状況が生じており、「小代官」あるいは「名主」の設置は、それへの対応策として、規定通りの「公方役」の徴収・納入を意図したものと捉えられよう。

「小代官」の設置が、このように、給人と「代官」の支配によって郷村が「退転」し、それにより「公方役」が皆済されない、という状況に対してなされたものとするならば、「小代官」が、文書史料上、永祿四年を初見とし、それ以降元龜二年までと天正十年以降とに集中的に所見されるといふ事実、なかでも前者については一程度の意味を見出しうる。すなわち、天文十九年（一五五〇）四月朔日付北条家朱印状は「税制改革令」として著名なものであるが、これは、大名・給人による年貢増徴、公事徴発によって生じた「國中諸郡」の「退転」という状況に対して、諸公事を整理することによって「公方役」の確保をはかったものと捉えられる。⁽²⁴⁾ また、此くの如き「税制改革令」によって確立された貫高制的收取体系の維持、もしくはそれへの現実的対応として採用された「納法」⁽²⁵⁾が、その制定の理由の一つとして「祿段非分申懸」けるといふ（ハ表一V⑨）、現

地での徴収者による不正が挙げられており、そのような不正が、郷村の「退転」⁽²⁶⁾をもたらず大きな要因とみなされ、やはり、これも「公方役」確保の一方策と捉えられる。特にこの「納法」は、「小代官」所見史料でも大きな比重を占めるものであり、しかも、その適用が御領所からの年貢・公事、給人領からの「公方役」徴収にほぼ限定されており、その初見事例は永祿三年（一五六〇）を初見とし、⁽²⁷⁾八表三V⁽²⁸⁾を例外として、元龜二年（一五七一）の八表一V⁽²⁹⁾までしかみられない、⁽³⁰⁾という事実の存在を併せ考えれば、右のような、「税制改革令」を端緒とする北条氏の収取体系の確立の一貫として、「小代官」の設置を位置付けよう。

なお、天正十年以降における事例の集中的所見については、その大半が「人改令」であることによる。明確には判断しえないが、この「人改令」も含めて、天正十五年以降のものは、大旨、豊臣氏による「関東・奥两国惣無事令」の発令に対応しての「惣国」防衛体制作りに関係するものと思われる。

一方の「名主」についてであるが、「小代官」ほど、北条氏の領国支配機構の体系に明確に位置付けられてはいない。このことは、「小代官給」を含む「代官給」が、郷村よりの「出方」とされているのに対し、「名主給（免）」は郷村よりの「引方」とされていることから窺え（八表三V⁽³¹⁾）、むしろ、この点に両者の性格上における決定的な相違を見出しえよう。すなわち、「小代官」が「代官」の手代として、あくまでも年貢・公事を徴収する立場にあったのに対し、「名主」は、先にその職務について整理した如く、郷村側の代表者として、それらを調える立場にあったのである。先に「小代官」設置理由として八表一V⁽³²⁾（八表三V⁽³³⁾）と同⁽³⁴⁾の一文を引いたが、前者は「名主」を含めてのものであるのに対し、後者は「小代官」についてのみのものである。両文書の文言を比較してみると、前者における「相定分錢嚴密ニ調候様ニ」という文言が後者にはみられないことが注意され、まさにこの文言が、「名主」が北条氏の領国支配機構において担うべき務めを示すものとみなしえよう。

「名主」が、年貢・公事の調べや納入に責任を負う存在に止まらず、基本的には郷村側の代表者として存在し、さらに、そ

の郷村経営を積極的に担うものであったことについては先述した。このような役割を担った「名主」が、郷村高辻からの前引きというかたちではあれ、北条氏より「名主給(免)」として給分を与えられたことは、その存在が、いわば公的に認められたことを示そう。「名主」の所見事例が、永禄中期より元龜二年において集中的にみられる理由の一つに、その事例の半数近くが「小代官」と共にみえている、すなわち、先述の如き北条氏の収取体系の確立に関わっているものであることを挙げうるが、しかし、一方において、そうした「公方役」に関わらないものが半数存在するということは、そこには別の理由が存していたことを窺わせよう。この点については明確な解答は用意しえないが、例えば△表三V⑩に「百姓中捧請負之一札間、如此相定畢」とあって、年貢・公事が「百姓中」の請負とされ、いわば郷請の成立がみられることからみて、「名主」の設置はこのような郷請の展開に関わっているように思われる。郷請は、最終的には北条氏の裁定による場合もあるが、基本的には「百姓中」と「代官」・給人との間において成立するものと思われ、そこには「代官」・給人の性格が大きく関わっているであろう。「名主」が所見される郷村が、早期に北条領国に包接された地域外においては、一族の知行地なり検地が施行されるなり、北条氏によって下地把握が行われているものとみなされることから、その点に深く関わっているのではなからうか。そして、このように考えるならば、「名主」の所見事例が永禄中期より元龜二年までにおいて集中的にみられることは、郷請の成立もこの時期に広汎に展開されたものであったことを窺わせ、その契機として、既述の如き北条氏の収取体系の確立という動向が存していたとみなしうるのではなからうか。そして、天正十年以降において、再び事例所見が集中的にみられるようになるのも、そこには北条氏文書全体の残存状況というのものもあるが、天正期になって、特に郷請の展開が顕著となっていることと、密接に関係しているのではないかと思われる。

既述の如き「名主」の役割なり性格なりは、「小代官」とは違って、北条氏の領国支配機構上のものとして、明確に規定されているものとは思われず、むしろ、そのような役割なり性格なりは、北条氏によって公的に認められる以前より、郷村内有力百姓が有していた属性であった感が強い。このことは、「名主」が制度上の呼称であったか否かということにも関わるもので

ある。「小代官」とは異なって「名主」は天文期において既に一、二所見されることをみれば、「名主」という存在とその呼称は、北条氏の領国支配が展開される以前より存在していたものと捉えられよう。

最後に、「小代官」の設置が領域的に限定されていた、という点について検討し、北条氏の領域支配制度について若干触れてみたい。先述の如く「小代官」が設置されたのは、伊豆・相模（西・中・東・三浦各郡）・武蔵（久良岐郡・小机領・江戸地域・河越地域）に限定されていた。これらの領域に共通してみられる特徴は、早期に（具体的には氏綱段階）北条領国に包接された領域であり、北条氏滅亡時まで領域支配のための北条氏当主の文書が発給されたことである。この点は、これらの領域に隣接する、支城領たる滝山領、国人領たる津久井郡等とは、特に後者の点において、すなわち、それらの領域においては禁制等の特別な場合を除いて、領域支配のための北条氏当主の文書は一点も発給されないという点で、明確に一線を画すものである。その意味で、領域支配のための北条氏当主の本城主の文書が発給される領域を、本城主支配領域としての「本城領」と概念化することが可能といえよう。さらに、その「本城領」においても支配形態は一様ではなく、既述の如き早期に北条領国に包接され、「小代官」の設置がみられた領域と、東駿河・北下総・上野等の北条領国に包接された時期の遅い、「小代官」の設置がみられなかった領域とに大別しえよう。「小代官」の設置が領域的に限定されていたことは、北条氏の領国支配機構が、このような領域の性格によって異なっていたことを示すものであり、つまりは領域支配制度によって規定されていたものといえよう。これは、あくまでも制度的側面についてのことであり、権力構造が異なっていたことを意味するものではない。異なる性格を有する領域間において、権力構造が同質であったとしても、それは別の問題として検討されるべきものであろう。

このように、「小代官」が設置された領域は、北条領国のなかにおいて一つのまとまった領域として扱うことが可能といえる。それらの領域は、「本城領」のなかでも早期に北条領国に包接されたものであり、また、「小代官」が設置されたこと自体が示すように、北条領国のなかにおいて、本城主の支配権力が最も貫徹していた領域であったとみなされる。そのことは、大名―郡代―代官（・給人）―小代官という、「公方役」を中心とする公事收取のための体系が確立されていたことを意味す

る。それらの領域内においても、例えば伊豆と小机領と江戸地域といった支配領域、そこにおいて領域公権を担った笠原氏・清水氏と北条氏光と遠山氏といった郡代・支城主には、それぞれの性格に相違がみうけられ、それ故、猶各領域ごとの詳細な検討が要求される。しかし、それらの領域は、結局は、最も本城主の支配権力が貫徹した「本城領」であった、という基本的な部分において一致をみるのである。ここでは、それらの領域が、そうした基本的な部分において同一の性格を有するという点を重視し、これを一つのまとまった領域として扱う必要があると考え、猶言葉は熟さないが、「本城領国」と呼びたいと思う。「小代官」の設置をみての、大名―郡代―代官（・給人）―小代官という公事收取機構の体系は、この「本城領国」における領国支配機構として位置付けられる。

おわりに

以上、本稿においては、北条領国において所見される「小代官」と「名主」について検討してきた。しかし、それはあくまでも基本的事実の確認に止まるものであり、その歴史的性格を追求するまでには、猶距離のあることを自認せざるをえない。「小代官」の性格をより明確なものとするためには、北条氏の領域支配制度の検討、とりわけ各領域ごとの領国支配機構の究明が、先ず求められるし、「名主」については、そのことと密接な関係を成すものではあるが、給人の在地支配の実態的究明と、それとの大名権力との関わりについて明らかにする必要がある。いずれも今後の検討課題としたい。

(一九九一・八・二記)

註

- (1) 勝守すみ「後北条氏御領所（直轄地）の研究」（『史潮』六九号、一九五九年）。
- (2) 中丸和伯「戦国大名論―村落構造を中心として―」（『歴史学研究』二四〇号、一九六〇年）。

- (3) 鈴木良一『戦国の動乱へ国民の歴史11』(文英堂刊、一九六八年)。
- (4) 小和田哲男①「戦国大名後北条氏の権力機構」(『民衆史研究』一一号、一九七三年)。(2)「戦国大名後北条氏の百姓と侍」(『静岡大
学教育学部研究報告へ人文社会科学篇』二七号、一九七七年)。のち、いずれも同著『後北条氏研究』(吉川弘文館刊、一九八三年)に
収録。
- (5) 下山治久「後北条氏の郷村支配と小代官」(『藤沢市史研究』八号、一九七六年)。
- (6) 永原慶二「大名領国制下の農民支配原則」(同編『戦国期の権力と社会』所収、東京大学出版会刊、一九七六年)。
- (7) 勝俣鎮夫「戦国大名検地に関する一考察―恵林寺領『検地帳』の分析―」(前註書所収。のち同著『戦国法成立史論』東京大学出版
会刊、一九七九年、に再録)。
- (8) 池上裕子「戦国期における農民闘争の展開―北条領国の場合―」(『歴史評論』三二六号、一九七七年)。
- (9) 池上裕子「後北条領の公事について」(『歴史学研究』五二三号、一九八三年)。
- (10) 前註池上論文に対する批判を試みたものとして、最近の、浅倉直美「後北条氏の領国支配について―郡代と支城主をめぐって―」
(『戦国史研究会編『戦国期東国社会論』所収、吉川弘文館刊、一九九〇年)がある。また、私自身、「北条為昌の支配領域に関する考察
―『藩中古文書十二』所収長野平兵衛所蔵文書の紹介を兼ねて―」(同上書所収)。「江戸城将遠山氏に関する考察―北条氏の領域支配体
制への位置付けを中心に―」(北区『文化財研究紀要』第五集、一九九一年)。「北条家朱印状の奉者について―領域支配制度の視点から
―」(『戦国史研究』二二二号、一九九一年)において、この問題について若干の発言を試みた。
- (11) 以下、管見の限りでそれらを列記する。「小代官」①永禄三年十一月吉日付土肥熊野社棟札銘写(『新編相模国風土記稿』戦六五五)・
②天正六年五月三日付雑司谷鬼子母神堂棟札銘写(『新編武蔵国風土記稿』戦一九八九)・③天正十四年十一月付土肥熊野棟札銘写(『新
編相模国風土記稿』戦三〇三三)、「名主」①天文十六年九月十日付駒形神社棟札銘写(『新編相模国風土記稿』戦二九一)・②永禄十一
年卯月十八日付同上社棟札銘(駒形神社所蔵、戦一〇七三)・③天正十七年卯月八日付同上社棟札銘(同上所蔵、戦三四四〇)。なお、「小
代官」文言は、他に天文七年九月十八日付長谷寺前立十一面観音立像胎内札銘(長谷寺所蔵、『改訂新編相州古文書』一七七三号)・(天
文十九年)壬五月廿一日付大道寺盛昌判物写(『相州文書』戦三七六)等に鎌倉「小代官」後藤氏に関してみられ、また、弘治三年八月
六日付北条家禁制(『神奈川県立文化資料館所蔵豊前文書』戦五五三)においても所見される。しかし、「小代官」は固有名詞ではなく、
「代官」に対応しての普通名詞とみられること、前者の鎌倉小代官後藤氏については、佐藤博信「後北条氏被官後藤氏について」(『茅ヶ
崎市史研究』創刊号、一九七六年)において検討され、そこにおいて指摘される如く、本稿で扱う「小代官」とは「少々趣旨を異にし

た存在であること、後者については、当該郷村が北条領国外であることから、本稿ではいずれについても除外した。

(12) なお、戦国期の「名主」を、「みようしゅ」ではなく「なぬし」と読むことについては、既に註6永原論文が、武田氏の例をもとに指摘しているが、本文書は、そのことを北条領国において明確に示す唯一の事例である。

(13) 本文書は、従来は天正元年(一五七三)に比定されてきたが、佐藤博信「関東大草氏に関する一考察―足利氏・後北条氏との関係を中心として―」(『地方史研究』一七六号、一九八二年。のち改題して同書『古河公方足利氏の研究』校倉書房刊、一九八九年、に収録)において、文中「大草代」の所見年代から永禄四年に比定された。なお、棟札史料によれば、「小代官」の初見は、註11の如く永禄三年(一五六〇)である。

(14) 本文書には、「地方御年貢」を始め、「大棟別」以下の役銭、「しほたい」以下の立物年貢が逐一書き立てられている。今後の広汎な利用が望まれよう。

(15) 従って、△表一Vに挙げた史料以外において、「代官」の「代」として所見される人物、「代官」の発給文書に「代官」として所見される人物も、「小代官」として把握しうる可能性が高いが、ここでは煩雑を避けるため、また、北条氏が直接に記す「小代官」を問題としているため、本稿における検討からは除外する。なお、小曾祢郷において、高城氏は知行主としてしか確認しえないが、註20で述べると如く、「代官」は知行主の兼帯が一般的であったとみられることから、ここにおける高城氏も、此く捉えてよからう。

(16) 註4①論文。

(17) 前註に同じ。

(18) 註1勝守論文・註4小和田②論文・註5下山論文等。

(19) 「蔵納」については、杉山博校訂『小田原衆所領役帳△日本史料選書2V』(近藤出版社刊、一九六九年)「解題」において、「文字通り家臣が御蔵に納めたもの」と解説されている。

(20) なお、ここで「代官」について関説しておく。いまだ充分な検討は行っていないが、上述の点からみて、例えば註1勝守論文にみられる如き、「代官」すなわち御領所「代官」とみる見解は誤りであろう。そして、「代官」の職務の一つとして「公方役」徴収があるとすれば、逆に言えば此くの如き役割を担った者が「代官」であったといえよう。従って、「代官」には、給人とは別に北条氏当主から派遣された例もあるが、むしろ給人自身が「代官」を兼ねていた場合も多かったものと思われる。そのような給人も、「公方役」徴収に関しては「代官」と呼称されたものと思われる。また、北条氏当主より派遣された者にせよ、給人が兼ねるにせよ、その担当は一郷村に止まらない場合も多かったと思われる。

(21) 但し、本文書の内容に関しては特に問題はないものと思われる。なお、棟札史料においては、註11の如く、「名主」は天文十六年より所見される。

(22) 従って、「小代官」宛の文書の所蔵者が、北条領国下において「小代官」を務めた家と考えるのには、別の論証を必要としよう。「公方役」の納入を命じられた「小代官」が、その調えを「名主」に要求した結果として、「小代官」宛の文書が、「名主」のもとに伝来された可能性が極めて高いからである。

(23) 本文書は、佐脇榮智「後北条氏の税制改革について―反銭・懸銭を中心に―」(『日本歴史』一六三号、一九六二年。のち同著『後北条氏の基礎研究』吉川弘文館刊、一九七六年、に再録)において、旧来の雑公事を整理統合して新役銭を創出し、諸公事の整理統一をはかった。「税制改革令」として位置付けられた。なお、その後、その新役銭を佐脇氏が新反銭と推定したのに対し、池上裕子「天文十九年四月朔日令について」(『戦国史研究』三号、一九八二年)において、それは懸銭と訂正された。

(24) 註8注上論文は、「諸公事の整理統一を農民への妥協策として打出した」と表現しているが、より具体的にいえば、本文の如きものとして捉えられよう。

(25) 藤木久志「大名領国の経済構造」(『日本経済史大系2 中世』所収、東京大学出版会刊、一九六五年。のち同著『戦国社会史論―日本中世国家の解体―』東京大学出版会刊、一九七四年、に再録)。

(26) 山口博「後北条領の『納法』に関する若干の問題について」(『郷土神奈川』二六号、一九九〇年)。

(27) 前註に同じ。

(28) (永禄三年)二月晦日付北条家朱印状(「三須文書」戦六二三)。この点は、則竹雄一「後北条領国下の徳政問題―永禄三年徳政令を中心として―」(『社会経済史学』五四巻六号、一九八八年)・註26山口論文において指摘されている。

(29) 註26に同じ。

(30) 註8に同じ。

(31) この点は、武蔵岩付領・下総佐倉領について、それぞれ拙稿「後北条氏の岩付領支配―太田源五郎を中心として―」(『埼玉地方史』二五号、一九八九年)・同「北条氏の佐倉領支配―『御隠居様』氏政の動向を中心として―」(中世房総史研究会編『中世房総の権力と社会』所収、高科書店刊、一九九一年)において確認した。その他、武蔵滝山領・同鉢形領についても確認しうる。なお、他の領域についての検証作業が求められる。